

## **I 理事長専決事項**

- 1 施設長及び臨時職員を除く職員の任免
- 2 職員の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が1,000万円を超えないもの
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 入所者・利用者の処遇に関すること
- 10 寄附金品の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 11 各種証明書の交付に関すること
- 12 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽易な事項を除く）
- 13 その他理事会及び評議員会で承認された事項に関すること

## **II 施設長専決事項**

- 1 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 2 臨時職員の任免に関すること
- 3 人件費の予算執行に関すること
- 4 物品等の購入・修理その他の契約で、その予定価格が100万円を超えないもの
- 5 小口現金の日常の管理に関すること
- 6 利用者・入所者の日常の処遇に関すること
- 7 利用者預り金の管理に関すること
- 8 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽易な事項に限る）
- 9 その他理事長が認める事項